

狭山市議会議長
加賀谷 勉 様

研修議員氏名 高橋ブラクソン久美子

研 修 会 報 告 書

このことについて、次のとおり報告します。

- 1 期 間 2020年1月14日～ 年 月 日 (泊 日)
- 2 研修会名
第9回女性議員パワーアップ講座
- 3 研修会主催者
全国フェミニスト議員連盟
- 4 開催場所
参議院会館
- 5 研修会スケジュール
別紙の通り
- 6 研修会概要
講座1 海外につながる子どもの支援

外国人児童生徒等教育の現状と課題 講師:小林美陽(文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課)

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数は、過去10年間で、日本語指導が必要な日本国籍児童生徒数が2.1倍、日本語指導が必要な外国人児童生徒数が、1.4倍となり、総数では平成30年には51126人となった。埼玉県は全国5番目に日本語指導が必要な児童生徒在籍数が多い県である。



日本語指導が必要な児童生徒は多様化し、日本国籍の児童生徒の比較的使用頻度の高い言語もフィリピン語、中国語、英語などさまざまである。53%の市町村で、日本語指導が必要な児童生徒がいる。

日本語指導が必要な児童生徒には特別な指導や、「特別の教育課程」による指導を受けているものが、ほぼ70%、60%いる。

令和元年6月「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策の充実」の方向性に基づいて、「総合的対応策」を改定した。その中で「生活者としての外国人に対する支援として、外国人児童生徒の就学機会の適切な確保等」として、日本語指導のきめ細かな指導を行う自治体の支援をあげた。このため共生社会の実現に向けた帰国・外国人児童生徒等教育の推進の予算は平成31年度504百万円に対して、大幅増の766百万円を予定している。

現状の課題としては、日本語指導が必要な児童生徒が増加し、使用言語の多様化、集住化・散在化の傾向が見られるので、地域の実情に応じたきめ細かな支援が必要となっている。日本語指導が必要な児童生徒の内、特別な指導を受けていない児童生徒は、平成30年度では21.7%にも上っている。日本語指導補助者や支援員の一層の充実が図られなければならない。ICTの活用など指導・支援体制の工夫が計られなければならない。

定住外国人の子どもの就学促進事業は市町村でも補助率1/3がある。

外国人の子どもの就学状況は不就学の可能性が約2万人いると想定される。また、住民登録手続きの際の就学案内の実態状況は行っているというのが約83%、その内すべてのものに就学に関する説明を行っている地方公共団体は51%だけである。就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の備え付け・配布は12.5%だけである。

年齢相当の外国人の子どもに係る年齢簿に準じるものの作成状況は策定しているが46.7%、学校に通う子ども等一部の外国人について作成しているのが30.5%、策定していないが22.7%となっている。就学案内の送付をしていない地方公共団体は37.3%にも上る。

教育委員会における、日本語指導が必要な外国人生徒等の受け入れに係る指導体制の整備状況は、特段指導体制を整備していないというのが51.2%で一番多い。その理由は日本語指導が必要な外国人生徒等がないという事が多いが、それについて人員や予算が不足しているというのが14.5%と多い。

高等学校における帰国・外国人生徒に対する入学者選抜の状況は、かなり難しい状況で、特別定員枠の設定も低い。日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況は全高校生の7倍にもなる。進学率も低く、全高校生が71.1%に比べ、42.2%に留まる。就職者における非正規就職率は全高校生が4.3%であるが、日本語指導が必要な高校生等は40%にも上る。また、進学も就職もしていない全高校生は6.7%、日本語が必要な高校生は18.2%である。

文部科学省において、これらの現状を見る時に、中央教育審議会の諮問（4月17日）において「増加する外国人児童生徒等への教育のあり方」が盛り込まれ、有識者会議を設置し、外国人児童生徒等教育の充実や外国人の子どもの就学機会の確保について検討

を行うこととした。また、日本語指導アドバイザーボードを設置し、教員研修の講師や指導助言等を実施する。

外国にルーツのある住民と多文化共生の取組について・・・JAUW 全国調査から

講師：勝又幸子（1社 大学女性協会 調査・研究委員会 委員長）

一般社団法人 大学女性協会とは1946年社団法人大学婦人教会として創設、2012年一般社団法人 大学女性協会となる。

目的は女性の地位向上、奨学金事業、女性リーダーの育成、諸問題への提言。会員数761人

全国調査「2019版」「外国にルーツのある子どもの教育」の背景と目的
人口減少、労働力不足、など。

2015年から2030年に掛けて797万人の人口減少が推計されており、その内44万人分の人手不足を埋めるために、女性、高齢者、外国人などの労働力が必要とされている。そのうち、外国人の受け入れのために「特定技能外国人」枠を作り、在留資格を特定技能1号と2号とに分けた。1号においては基本的には家族の帯同を認めないが、特定技能2号においては、要件を満たせば家族の帯同（配偶者、子）が可能になる。要するに今後においては、多くの外国人労働者とその家族が日本に滞在する事が推定される。（必要外国人労働者は81万人とも言われる。）

JAUW2019 全国調査の結果（40市町村に聞いたところ）、中学に置ける進路説明会や相談に、何らかの配慮をしているかの設問に56%がしていると答えた。「はい」のなかでも、教育委員会が率先して行っているところや学校任せのところがあった。文科省によれば、進路指導及び就職支援をしている市町村は26.7%に過ぎない。

「日本語教育推進法」が2019年7月に施行された。第4条には地方自治体の責務として、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされた。第7条においては連携の強化がうたわれ、地方公共団体は学校等や事業主、外国人等の生活支援を行う団体等との連携を強化し、必要な体制の整備に努めるものとする事とされた。

この際、ジェンダーの視点を持たせた政策提言では、進路指導におけるジェンダー・バイアスの点検、生活者のための日本語支援に、子育て中の母親を想定する事、「保護者」として父母両方の参画をもとめること、「誰一人取り残さない」理念を基礎にし、支援される側だけでなく、支援する側へのサポートの視点を忘れないこと等が上げられた。

「海外にルーツを持つ子どもたちの現状」—課題解決に向けて一步を踏み出すために

講師：田中宝紀（特定非営利活動法人青少年自立援助センター 定住外国人支援事業部）

NPO 法人青少年自立援護センターとは、ホームページによれば、

1977年に前理事長の工藤定次が民間の学習塾であるタメ塾として、「あらゆる困難を抱える若者・子どもの支援」を標榜、支援を開始。1999年にはNPO法人青少年自立援助センターを設立いたしました。

不登校からのひきこもりなど、孤立状態にある若者や家族の存在を何とかしなくてはならないとの思いから、ひきこもりの総合的な自立支援の場を整えてきたのです。

2010年度に定住外国人支援事業部を開設し、海外にルーツを持つ子ども達のために、支援を始めた。海外にルーツを持つ子どもとは、「国籍に関わらず、両親またはそのどちらか一方が外国出身者である子ども」をいう。支援は「自立・就労支援事業」と「教育支援事業」とに分けられる。

「YSCグローバル・スクール」は日本語学校、高校進学予備校、フリースクール、塾の機能を有している。朝9時から夕方7時まで、さまざまなニーズを受け入れ、さまざまなことを学ぶ。6歳から30代までスクールに通ってくる。年間100人を越える。35カ国以上の国とルーツを持つ生徒がいる。困窮・低所得家庭が25%、1人親家庭が30%、ステップファミリーが20%となっている。WEB会議システムを用い、遠隔地からの日本語教育機会を提供している。

支援は有料であり、これがNPOの持続性を担保している。在留外国人は年々増加しており、いまや21万人を突破した。日本語指導が必要な児童生徒数も5万人を超えている。(埼玉県で日本語指導が必要な児童生徒数は日本国籍61人、外国籍2245人となっている)これらの児童生徒は学校での指導が必須だが、1万人が学校での指導がなされていない。学校外で、ボランティアやNPO等による支援があるところもあるが、実際にはNPO等も高齢化や資金不足で疲弊して活動が鈍っているところも多い。

課題は次のようにまとめられる。指導を必要とする児童生徒並びに青少年等は増加、多様化しているニーズ、定住・永住傾向がある、日本語の壁は厚い、文化の壁も厚い、心の壁も厚い、対応の地域間格差がある、担い手不足や高齢化、対応策の相対的劣化が見られる。

既存の支援と日本語教育、合理的配慮を行えば、外国人が活用できる社会資源の拡充が図られる。

午前中の講座を聞きながら、狭山市における日本語指導のニーズがどうなっているか、指導はどうしているかを考えた。狭山市には工場も多く、決して外国人労働者が少なくない。外国籍の児童・生徒は日本での教育は義務ではないが、親が長く日本で働いている場合には、日本語教育は必須であり、子どもの将来を左右する事になる。小学校就学前にきちんと就学の通知を出し、家庭が貧困である場合は外国人にも就学援助が行える旨をきちんと伝えなければならない。経済的な負担のために学校に来させないなどと言うことが無いようにすべきである。

狭山市国際交流協会での日本語教室がある。しかし、この活動をきちんとシステム化

する必要も私は感じている。ニーズは多様化しているが、やはり日本語学習プログラムがあるべきではないかと思う。教育委員会が国際交流協会と連携を図るべきだと思う。

外国籍の子どもや、日本語に不自由をしている子ども達への高校就学援助も狭山市の場合問題がある。国際交流協会にマル投げでよいのか。

母子世帯が直面する住まいの問題について

講師：葛西リサ（立教大学 コミュニティ福祉学部 RPD 研究員）

初めに講師は、女性が子を守り生き抜く事が今の日本では難しいという事から話した。DV、児童の虐待などから女性が子を守り生き延びるための居住保障制度を検討されるべきであるという。特に 最近は1人親の貧困が注目されている。国民の相対的貧困率は全体で16.1%であり、子どもの貧困率は16.3%、1人親世帯での貧困率は54.6%と極めて高い。

1人親の8割は就業しているが、その内の正規職員は4割程度。大半が非正規雇用労働者である。よって収入は少なく、ワーキングプアの状況。生活費を稼ぐのは大変な状況である。特に離婚前後は住宅貧困に陥っている。

行き場を失うのは、特に離婚後の家族。公営住宅優先入居があるが、登録し空きを待たなければならないので、緊急利用は不可能である。登録し、当選しても入居まで何ヶ月も待たなければならない。また、仕事場に近い、学校を転校しなくても良いなどの希望する地域に団地が無いなど利用しにくい。

母子生活支援施設は空きはあるが、緊急性の低いもの（DVによる避難はOK）は排除される。離婚で住居に困っているというのでは、入れない。

住宅資金・転宅資金（母子福祉資金）は利用に際する厳格な審査で貧困家庭には利用できない。保証人や返済能力の審査に通る人は稀である。

これにより、自助努力での住宅確保が余儀なくされるが、そのために劣悪な環境、狭いところ（スタジオ、1DK）に多くの子どもを抱えて入居するなどになる。公共住宅、母子支援施設などに柔軟な受け入れ態勢が必要である。

離婚成立前に転居する母子は多いが、制度が受けられないために入居は困難なケースが多い。よって親類宅、公園、ファミレスなどを点々としているケースもある。

問題は借家率が高く、その上住居費負担率（35%前後）が高く、最小住宅へ集中しており、同居できる世帯では子どもは多くの問題に耐えなければならない。結果として、子ども達は机など持ちようもなく、10代の男女兄弟と一緒に寝させることもあり、1室しかない場合は親の生活と子どもの生活が合わず、親子喧嘩しても逃げ場もない。学習環境にない事は明らか。台所で寝るという事もある。

1人親では住宅確保が困難である。低額な住宅が就労できる地域にあるべきであり、保育所のような子どものケアする場所がなければ、1人親の自立は難しい。

ようするに、「住まいがなければ、就職できない、職がなければ住まいの確保が難しい」「保育がかければ就職が難しく、仕事がなければ保育の確保が難しい」という事である。

最近では1人親向けシェアハウスと言う考えができてきた。要するに一住居に複数の世帯が住まい、足りないケアを相互に補完するなどのメリットがあるはずだという。最近では多くの県でシェアハウスが作られている。たいていの場合1ルームマンションプラス共同リビングルームのようなもの。一部では共用部分に子ども食堂や無料学習塾などを実施しているところもある。群馬県営住宅では3階部分をシングルマザー向けシェアハウスフロアにしている。

シェアハウスのメリットはケアがあり、孤独が解消でき、子どもを1人にしなくて良いということ。居住貧困を解消、経済貧困の解消、関係の貧困解消、時間の貧困の解消にもなるといわれている。

しかし、このシェアハウスにも問題はある。住民間のトラブル、ケアの負担、家賃の不払い、虐待など、行政やソーシャルワークとの連携なしには難しい。

「2017年の安心住宅セーフティネット制度」は実際あまり使われていない。要するに自治体が家賃補助導入に踏み切らないので制度が機能していない。

これにこだわらず、神戸市では1人親世帯への家賃補助を始めた。1万5千円を最大6年間補助する。これは1人親は深刻な居住貧困に陥り、福祉の現場から切実な声が上がったことに始まる。要するに、より自由に物件を選択し、ニーズにあった住宅に住む事を支援するという事である。

シニア同居・地域開放型 シングルマザー下宿 “MANAHOUSE”

講師：山中真奈（シングلزキッズ株式会社 代表取締役）

世田谷区にシングルマザーシェアハウスを作った。1階は管理人が常駐し、地域開放して、マージャン倶楽部、英語塾、季節のイベントなどを行っている。提供サービスとして、平日夕ご飯、管理人常駐、保育園のお迎え、よる21時までの子どもの見守りなどを行っている。

シングルマザーは基本的にオンオペ育児でマンパワーが不足し、頼れる人がいない場合が多い。課題解決には子どもに必要なサポートは、孤独や個食の解消、母親以外のつながり、学習、宿題のサポート、日本の風習を知る機会などがあり、1人親に必要なサポートは継続したキャリア形成、子供が低年齢期の支え、精神的な支え、いざという時に頼れるつながりがある。

このハウスの対象は”働く中間層シングルマザー“。収入が350万円から600万円の層。支払いは11万円からサービスに応じ賃貸料がかかる。これらの働くシングルマザーの困りごとは子育てサポート、助け合い・支えあい、心の寄りどころ・ぬくもり、子供が孤独にならない環境、“つながり”がほしいこと。親にも頼れず、自分が職を失えば、生活できない。

シェアハウスはこれらの層のシングルマザーにはあまり接点がない。営利企業とはいえ、儲からないし、多くの課題の中で疲弊していく。そもそもシングルマザーシェアハウスの運営が難しいのはシェアハウスの特性と、母子家庭の相性(?)に問題があったり、不動産業だけでなく福祉スキルが必要で、母子家庭の課題が複雑なだけにソフト面

の支援が難しいこと等がある。

また、個人によってもシェアハウスが合う人と合わない人が居る。特に心に余裕が無いと難しい。水周りが共有の場合には他の居住者との折衝が多くなりコミュニケーションが必要になる。困っている人たちだけを寄せ集めてシェアハウスにして支え合おうというのには無理がある。

母子シェアハウスは居住支援の救世主にはならず、行政の未整備の付けが回ってきているといえるかもしれない。もっと民間の負担を少なくするソフトケアの仕組みが必要である。

午後は母子家庭の居住貧困の状況となぜこのようなことが起こるのかと言う点を学んだ。まずは母子家庭の貧困が居住貧困を引き起こすと考えるのが第一だ。そのための公営住宅の供給がうまく行っていない。狭山市も同じような事が起こっている。母子家庭の市営住宅の登録者は多いがその人たちが市営住宅に住む割合は低い。問題は登録が急に2回しか出来ず、また法律上離婚が成立しないと優遇措置はとられない。離婚前の別居状況の役に立たない。市営住宅は15%も空いているというのに、改善しようとはしていない。

公営住宅がセーフティネットにならないので、政府は民間のシェアハウスなどに望みをかけているが、実際には運営がとても難しい。民間でのシェアハウスは就労していて収入がある程度あるが、マンパワーの少ない母子家庭むきであり、また、それらの家庭も複雑な問題を抱えているので、運営者も心身ともに疲弊していく。

15.6%もの家庭が相対的貧困家庭であり、母子家庭の場合50%以上が貧困である事を考えれば、居住貧困を改善する必要がある。私は何べんも市営住宅の入居の条件を変えるように提言している。建設環境委員会も意見を出して執行部に改善を迫っているが、なかなか改善の兆しが見えない。特に居住貧困の解消という観点で公営住宅を利用できる仕組みを作り上げなければならないと痛感する。